

科学研究費補助金（基盤研究等）における審査及び評価に関する規程（抄）

平成18年9月22日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正 平成19年2月19日
一部改正 平成19年5月23日
一部改正 平成19年10月1日
一部改正 平成19年12月17日

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費補助金（基盤研究等）に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--|---|
| 一 研究課題 | 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）、特別研究員奨励費、学術創成研究費の対象となる個々の研究をいう。 |
| 二 成果公開 | （略） |
| 三 審査委員又は評価者 | 委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。 |
| 四 被評価者 | 下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。
(下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。) |
| (1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、萌芽研究、若手研究、奨励研究）の研究課題の研究代表者 | |
| (2)～(4) (略) | |
| 五 推薦者 | （略） |
| 六 評価協力者 | 基盤研究（S）、若手研究（S）及び学術創成研究費の研究進捗評価及び事後評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。 |

（評価の種類）

第3条 評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査（事前評価）
- 二 研究進捗評価
- 三 事後評価

（評価の時期）

第4条 評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査 応募書類の受理後、速やかに行う。

- 二 研究進捗評価 第3章に定める時期に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)、若手研究(S)及び学術創成研究費の研究課題に限る。)
- 三 事後評価 研究期間終了年度の翌年度に行う。(特別推進研究、基盤研究(S)及び学術創成研究費の研究課題で研究進捗評価を受けていない研究課題に限る。)

(評価の方法)

第5条 評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

- 一 書面による評価
- 二 合議による評価
- 三 ヒアリングによる評価
- 四 現地調査による評価

(守秘の徹底)

第6条 評価の過程は、非公開とする。

- 2 審査委員(評価者)及び評価協力者(以下「評価者等」という。)は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。
- 一 計画調書、研究進捗状況報告書及び研究終了報告書並びにそれらの内容(被評価者が情報提供に同意したものと除く。)
 - 二 評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題となっているかどうかに関する情報(被評価者に通知するまでの間)
 - 三 評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報(氏名、所属機関及び専門分野を含む)
 - 四 評価者等が行う評点及びその集計結果
 - 五 評価の結果(被評価者に開示されるまでの間)
 - 六 各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等(公表されるまでの間)
 - 七 その他非公開とされている情報
- 3 評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

(研究者倫理の遵守)

第7条 評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

(利害関係者の排除)

第8条 評価に関する利害関係の排除(利益相反)の取扱いについては、次のとおりとする。

- 一 科学研究費、特別研究員奨励費、学術創成研究費の場合
 - (1) 評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合、及び学術創成研究費において評価者等自身が推薦した研究課題である場合は、評価に加わらないこととする。
 - (2) 評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。
 - ① 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - ② 緊密な共同研究を行う関係
(例えは、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - ③ 同一研究単位での所属関係(同一講座の研究者等)

- ④ 密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
- ⑤ 研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二 研究成果公開促進費の場合 (略)

(評価結果の開示等)

- 第9条 審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。
- 2 研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。
 - 3 事後評価の結果の開示及び公表は、第20条に定めるとおりとする。
 - 4 審査委員（評価者）及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第2章 審査（事前評価） (略)

第3章 研究進捗評価

(研究進捗評価の方針)

第14条 研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資することを目的として行う。

- 2 研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究（S・A・B）に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。
- 3 研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について検証し、評価を行う。

(研究進捗評価の実施体制)

第15条 研究進捗評価の実施体制は次のとおりとする。

一 特別推進研究及び学術創成研究費

審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

二 基盤研究（S）及び若手研究（S）

審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

(研究進捗評価の方法)

第16条 研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

一 特別推進研究（略）

二 基盤研究（S）及び若手研究（S）

(1) 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行う書面評価等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度に書面により実施する。ただし、3年間の研究課題については、最終年度に実施する。

研究終了翌年度に研究成果について検証、評価を実施する。ただし、第14条第2項による審査の結果、継続することとなった研究課題で当該審査年度に研究進捗評価を受けたものを除く。

なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

(2) 書面評価の進め方

① 評価意見書の作成

各小委員会幹事は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書）」等に基づき、評価意見書を作成する。

② 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者1名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、評価コメント票を作成する。

③ 各小委員会の評価

各小委員会は、研究進捗状況報告書、関係書類、評価意見書及び評価コメント票に基づき評価を行う。

(3) 現地調査の進め方

(a) 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかつた点を中心として質問事項を提示する。

(b) 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

(c) 時間配分の目安

2～3時間程度

(d) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

(e) 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

(f) 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

(4) ヒアリングの進め方

(a) 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかつた点を中心として質問事項を提示する。

(b) ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

(c) 時間配分の目安

(ア) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 ・・・・・・ 7分

(イ) 質疑応答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8分

(ウ) 審議及びコメント票の記載 ・・・・・・・・・・・・ 5分

(d) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等（3名以内）から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

(e) 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

(f) 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「(5)① 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(5)② 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

(5) 合議の進め方

① 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「(5)① 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「(5)② 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討

する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(5)②評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

② 運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

(6) 評価に当たっての着目点及び評価基準

① 評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

- ・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。
- ・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

- ・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）
- ・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

- ・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

- ・購入された設備等は有効に活用されているか。
- ・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

- ・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。
- ・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

② 評価基準

区分	評価基準
A +	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

三 学術創成研究費（略）

（研究進捗評価結果の開示等）

第17条 研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第4章 事後評価

(事後評価の実施体制)

第18条 事後評価の実施体制は次のとおりとする。

一 特別推進研究及び学術創成研究費

審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

二 基盤研究（S）

審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び各小委員会において実施する。

(事後評価の方法)

第19条 事後評価は、対象となる研究課題の研究の目的達成度等を把握するとともに、当該研究の今後の発展に資するために行うものであり、その方法は次のとおりとする。

一 特別推進研究（略）

二 基盤研究（S）

(1) 事後評価の時期及び方法

- ① 第4条第3号の規定にからわず、基盤研究（S）の研究課題を廃止しつつ、継続的に当該研究を行おうとするため、同一の研究代表者の「研究計画最終年度前年度の応募課題」（特別推進研究の研究課題を除く。）が採択された場合には、廃止する研究課題の事後評価は研究期間終了の翌々年度に行う。
- ② 事後評価は、各小委員会（以下「小委員会」という。）において、原則として書面により行うものとし、必要に応じてヒアリング又は現地調査若しくはその双方を行う。
- ③ ヒアリング及び現地調査の実施に際しては、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示する。
- ④ 事後評価対象の研究課題ごとに、小委員会に属する委員を担当委員として置くこととする。担当委員は、評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において、中心的役割を担う。

(2) 事後評価の進め方

[書面評価の進め方]

- ① 評価協力者は、研究代表者が作成する研究終了報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書、実績報告書（收支決算報告書）、中間評価の際の研究進捗状況報告書、中間評価結果等）に基づき、事後評価意見書を作成する。
- ② 担当委員は、研究終了報告書、関係書類及び事後評価意見書に基づき、事後評価コメント票を作成する。
- ③ 小委員会においては、研究終了報告書、関係書類、事後評価意見書及び事後評価コメント票に基づき評価を行う。

[ヒアリングの進め方]

小委員会において説明者が質問事項への回答等を行うとともに、意見交換等を行う。
小委員会に属する委員及び評価協力者は事後評価ヒアリング評価票を作成し、評価を行う。

- ① 実施者 小委員会に属する委員及び必要に応じて評価協力者
- ② 時間配分の目安

ア 研究代表者等から質問事項への回答等	10分
イ 質疑応答	10分
ウ 審議	5分

- ③ 説明者 研究代表者及び研究分担者 2名以内
 ④ 説明資料 研究終了報告書等に基づき説明を行う。ただし、必要に応じて追加説明資料を用いることができる。

[現地調査の進め方]

調査者が現地に赴き、説明者から質問事項への回答等を受けるとともに、研究現場を視察し、意見交換等を行う。調査者は、その結果を事後評価現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に報告する。

- ① 調査者 担当委員及び必要に応じて評価協力者
 ② 調査期間 1日
 ③ 調査内容 書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として調査を行う。
 ④ 説明者 研究代表者及び研究分担者

[合議の進め方]

- ① 小委員会は、書面並びに必要に応じて行われるヒアリング及び現地調査の結果に基づき、「(3)①事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3)②事後評価基準」により事後評価案を作成する。なお、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「(3)②事後評価基準」で整理した区分に「F」を付す。
 ② 運営小委員会は、小委員会の事後評価案に基づき、「(3)①事後評価に当たっての着目点」の各要素に着目し、「(3)②事後評価基準」により合議を行い、事後評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

(3) 事後評価に当たっての着目点等

- ① 事後評価に当たっての着目点
 ア 研究目的の達成度について
 イ 研究成果について
 　・研究成果の学術的価値はどうか。
 　・研究成果の関連分野への波及性はどうか。
 ウ 研究経費の使用状況について
 　・研究経費が適切に使用されたかどうか。
- ② 事後評価基準

区分	評価基準
A +	期待以上の研究の進展があった
A	期待どおり研究が進展した
B	期待したほどではなかったが一応の進展があった
C	十分な進展があったとは言い難い

三 学術創成研究費（略）

（事後評価結果の開示等）

第20条 事後評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2 所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。